## 利用者負担額(保育料)について(案)

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担額(保育料)については、市町村が国の基準 の範囲内で、認定区分ごとに定めることとされています。

松伏町の子ども・子育て支援新制度における利用者負担額(保育料)について現段階での 案を作成しました。(実際の利用者負担額(保育料)は、各年度の予算で確定します。)

## (1)教育標準時間認定(市町村民税課税額額で区分)

推定年収	階層区分		利用者負担(保育料)		
证是平权			1号認定		
_	①生	活保護	0		
~270 万円	②町	民税所得割非課税	9, 100		
~360 万円	所得	③77, 100 円以下	16, 100		
~680 万円	所得割課税額	④211, 200 円以下	20, 500		
680 万円~		⑤211, 201 円以上	25, 700		

・第2子は半額、第3子移行は0円(小3以下の兄姉も含めて数えます。)

## (2) 保育認定(市町村民税課税額額で区分)

			利用者負担(保育料)		
推定年収		階層区分	3号認定	2号認定	2号認定
			(0~2 歳児)	(3 歳児)	(4、5 歳児)
-	①生	活保護	0	0	0
~260 万円	②町	民税非課税	3, 600	2, 400	2, 400
~290 万円	③町民税所得割非課税		9, 800	8, 300	8, 100
~330 万円	町民税所得割課税額	④48,600 円未満	11, 700	9, 900	9, 900
~400 万円		⑤72,800 円未満	20, 100	17, 700	17, 500
~470 万円		⑥97,000 円未満	24, 000	21,600	21,600
~550 万円		⑦133,000 円未満	37, 800	32, 800	29, 300
~640 万円		⑧169,000 円未満	40, 000	33,000	29, 800
~930 万円		⑨301,000 未満	54, 900	37, 000	32, 600
1130 万円		⑩301,000以上	66, 400	39, 700	35, 100

- ・母子家庭等の利用者負担額(保育料)は第2階層まで0円とします。
- ・第2子は半額、第3子以降は0円(就学前の施設利用児童を数えます。)

※推定年収は夫婦(妻は扶養範囲内のパート)と子ども2人の世帯とした場合のおおまかな目安です。